

平成 30 年 9 月 13 日

各 位



平成 30 年北海道胆振地方東部地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの北海道胆振地方東部地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、災害救助法が適用された地域にて被災されたお客さまよりお申し出があった際に、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者 当社と電気のご契約をされているお客様

2. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

北海道：

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、寿都郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、虻田郡真狩村、虻田郡留寿都村、虻田郡喜茂別町、虻田郡京極町、虻田郡俱知安町、岩内郡共和町、岩内郡岩内町、古宇郡泊村、古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市郡余市町、余市郡赤井川村、空知郡南幌町、空知郡奈井江町、空知郡上砂川町、夕張郡由仁町、夕張郡長沼町、夕張郡栗山町、樺戸郡月形町、樺戸郡浦臼町、樺戸郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、雨竜郡秩父別町、雨竜郡雨竜町、雨竜郡北竜町、雨竜郡沼田町、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町、上川郡比布町、上川郡愛別町、上川郡上川町、上川郡東川町、上川郡美瑛町、空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、空知郡南富良野町、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、上川郡剣淵町、上川郡下川町、中川郡美深町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、雨竜郡幌加内町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、網走郡美幌町、網走郡津別町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、常呂郡置戸町、常呂郡佐呂間町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡滝上町、紋別郡興部町、紋別郡西興部村、紋別郡雄武町、網走郡大空町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、

勇払郡安平町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、川上郡標茶町、川上郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長 ※1

平成 30 年 8 月、9 月および 10 月料金計算分の支払期日を各々 1 か月間延長します。
(ただし、支払期日が 9 月 6 日以降となるものに限ります。)

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月から 6 か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

(3) 工事費負担金の免除 ※2

被災されたお客さまが、被災時と同じ契約内容で平成 31 年 3 月末日までに電気の使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除します。

(4) 臨時工事費の免除 ※2

被災されたお客さまが、平成 31 年 3 月末日までに再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から平成 31 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(6) 諸工料の免除 ※2

被災されたお客さまが、平成 31 年 3 月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客様へ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客様にご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の申込方法

特別措置の実施をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコヴェッセル

住所 東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号

電話 0800-300-0326 受付時間 9:00-19:00 (日・祝日を除く)

ミツウロコでんき専用コールセンター